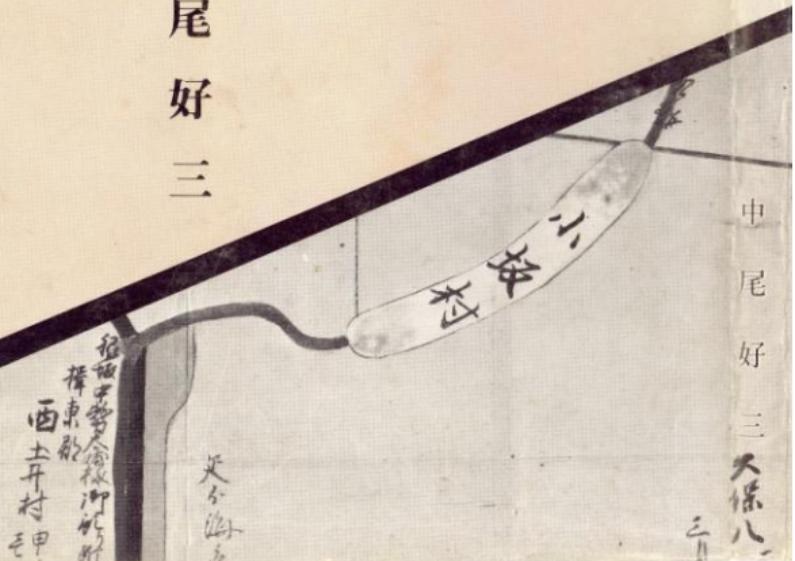


わが町の歴史 ● 小坂（おさか）

わが町の歴史
小坂おさか

中尾好三



発刊に当りて									
小坂村の発祥									
はじまり									
神代									
播磨風土記（現代文）一部抜粋									
飴磨郡統治（飴東郡飴西郡）									
中世									
英城寺社式日礼式									
播州英城日記 卷三中（小坂関係分）									
播州英城日記 卷三下（小坂関係分）									
飴西郡内古城並二構居跡（播磨鑑）									
38	35	33	31	28	25	23	20	18	16	14

慶長播磨絵図（天理図書館所蔵）

勘兵衛新田 小坂村庄屋文書	72
汐入川の一件	70
才村番水の規約違反に関する文書	68
用水権と水論	66
姫路藩明治維新一揆	64
姫路藩寛延一揆	61
黒船来航の件	55
島原移住の件	53
徳川時代取締行政機関 ②	52
徳川時代取締行政機関 ①	47
	45

紅屋新田
新鶴新田
明治時代行政
菅原神社	(一)
菅原神社	(二)
一ツ橋領
御用米藏
辯慶橋と辯慶の担山
室津街道
消防組から警防団・消防団へ
嘉永六年人名表

116 112 110 99 97 92 87 83 81 79 77

幕末當時人名表

明治六年人名表

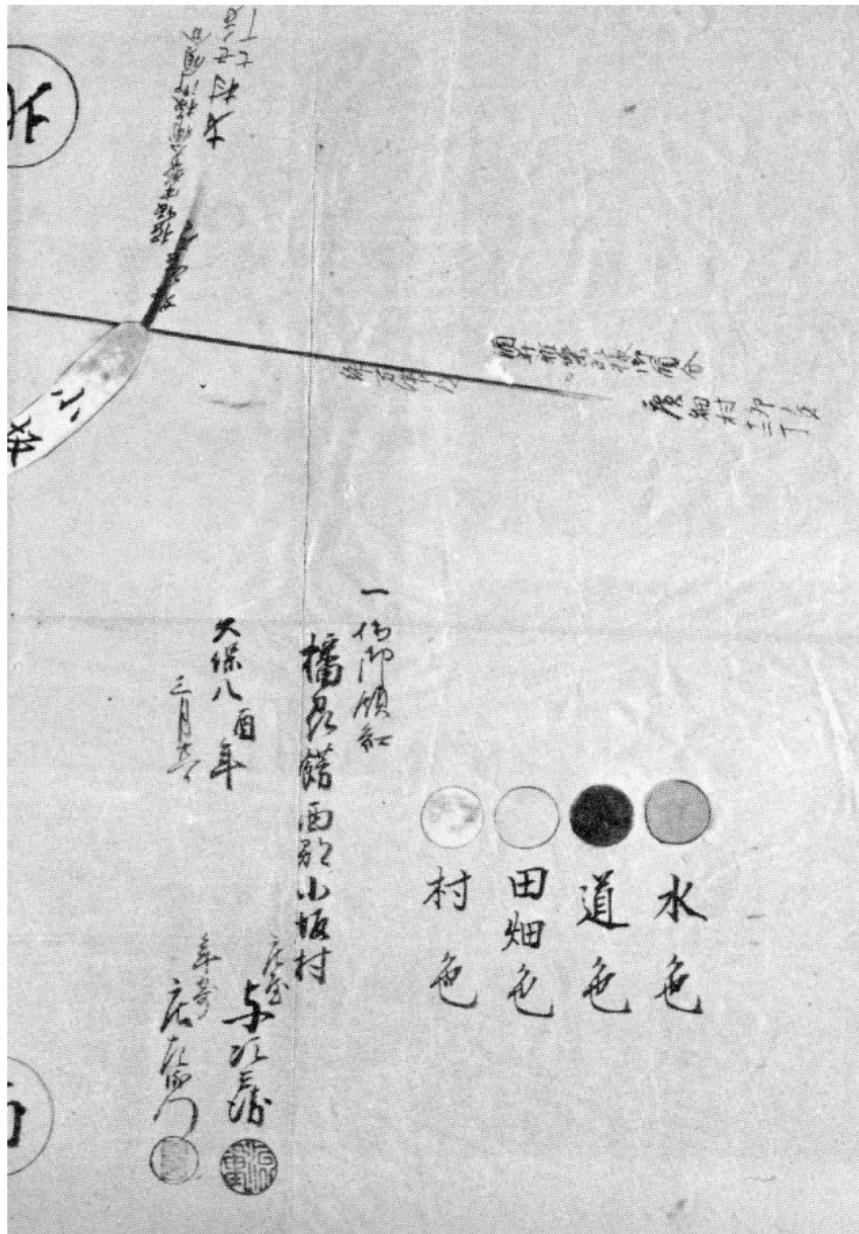
あとがき

.....

.....

.....

121 119 117



北

東

南

大公縣道下松木干

西土开村
毛子房
柳東殿
徐金殿
柳平勞
柳平勞

白家村

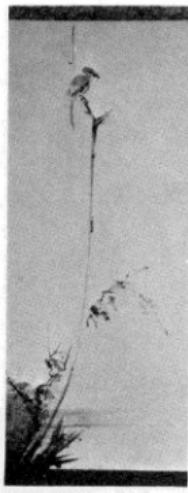
九成
古西子
老漢
老漢
老漢
老漢
老漢
老漢
老漢
老漢



枯木鳴鶲図
(宮本武蔵筆)



与次右衛門



枯木鳴鶲図
〈宮本武蔵筆〉



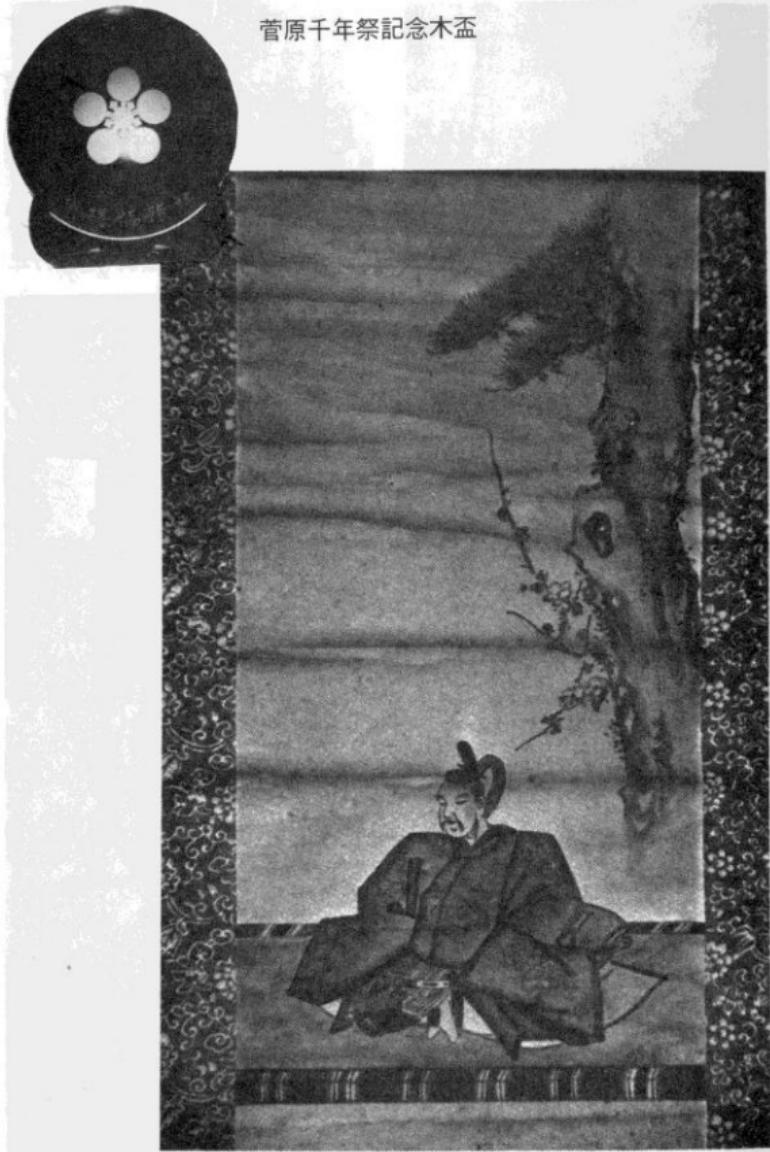
与次右衛門

菅原神社境内最古の石祠
・国主社



菅原神社本殿及び御飯松(昭和13年)

菅原千年祭記念木盆



(株)日興社

三木凌雲先生筆の天神僧



新社殿造営世話人・於新社殿前(昭和17年)



菅原神社拝殿(旧社殿)



戦勝祈願 消防組



戦勝祈願 婦人会



大東亜戦争戦勝祈願 戸主会

発刊に当たりて

昭和四十七年に発刊された広畠小学校百年史の広畠の歴史の章に『明和五年に英賀大庄屋との間に「運上林の境界越境の論争」は一応円満な裁きとはなつてゐるもの、事後にしこりを残したようであり、明治初年まで続いた、両村間の不和を誘発する原因の一端であつたかも知れない。尚この争論に伴つて「小坂村」が登場するのであるが、この小坂村は、元来、英賀西村（現在の才村）の支流であつて、才村から幾人かの人気が先駆として移住したことに始まり、爾後、漸次大きくなつたのであろう。その移住の始めは明確には分らないが「才村の歴史」井上完爾氏著によれば寛政以前のことと記されている。小坂の口碑によれば元禄と伝えるが、「正保年間の辻合帳」には「小坂村」はないから未だ才村の支流であつたと思われるが、享保十一年（紀元一七二六年）に「小坂村百姓代、年寄、庄屋」より広畠村庄屋宛に、汐入川工事に伴う誓

約書が出されているので、この時には小坂村が独立していたことが知られる。従つて小坂の地に人が住み始めた時期は、明確に分らないが「小坂村」の誕生は正保元年以降、享保十一年以前の百年の間で、同村の口碑に云う元禄の頃が妥当且つ事実なのかも知れない。(原文の儘)と記載されている。

後記に「読者の皆様で尊い資料がありましたら学校まで提出願えれば幸です。百年史記事中誤りがありましたら学校まで御知らせ下さい。」と附言されているので、播磨風土記(現在文)、播磨鑑、慶長播磨國絵図、飾磨郡誌、兵庫県史、姫路市史、赤松氏と三木氏の文献、夢前川流域史、其他郷土史、伝説、古文書等により小坂村の歴史の概略の要点を、小学校内広小百年史編集委員会宛提出致しましたが、何の回答もありませんので、繰返し重ねて提出致しましたが、何等回答も無く遺憾の極である。

現在の若い人達の間では、小坂の古い歴史を御存じ無い人が多いと思い、更に広小百年史は広畠地区だけでなく相当広範囲に配付されている関係上、今後小坂村の歴史が永久に誤り伝えられる恐れがありますので、老骨に鞭打つて筆を取つた次第である。

昭和五十六年八月

中 尾 好 三

小坂村の発祥

小坂村の発祥の時期の正確なことは不祥であるが、菅公が大宰府に左遷されたのが醍醐天皇の御代、延喜元年一月（西暦九〇〇年）であり、播磨灘で暴風雨に遭遇され身代りとして御自刻の御木像を海に流されて、満潮時に汐入川我久が渕に漂着し、小坂の里人達が御迎えして祭祀した時、既に農耕の神として国主神社が祭祠されていたという。これから察すれば、相当古く大和時代より既に住民が住んでいて農業を営なんでいたものと思われる。

飾磨郡誌によれば『小坂は往昔より存在せる大字なり。古へ村の東部に高尾と云える小山あり此の東西に部落ありて小坂口と称せり。現時は小山は取り去られ跡を止めず。（高尾なる名称は村の東部旧県道室津街道の南側添に現在も残つてゐる）元禄の頃打続ける凶作のため年貢の上納なり難く一村肥前国島原として落行きたり。然るに

其中の一人常に使用せる釜を置き忘れ立帰りたる所を地頭より声のかかりて其儘踏止まり現時の小坂を再興せしとぞ。其の後大阪方面に出稼ぎせる者共此のことを聞き伝へ祖先を建つる趣旨より帰り来る者も多く是等の努力によりて村方を相続せりと。』

編者曰、古跡便覧、事始経歴考、播磨鑑、其他の諸書

後醍醐天皇の御製なりと

『爰はまた閑守もなし名ばかりを 今に遺せりあふ坂の山』

後醍醐天皇は隱岐島より遷都の御節に書写山円教寺や増位山隨願寺等に行幸されており、飾磨郡には多くの御足跡が残っている。

伝説によれば、島原の一角に逢坂（小坂）なる名称「字名」が残っているとのことなので、島原史学会々長渕江鉄郎氏に御願して目下調査中である。

はじまり

小坂オサカ（東の町、中の町、西の町）一帯は、地下一米位の処は、貝殻混りの砂の層であり、大昔の頃は海辺の東西に延びる一連の砂丘であったのが、何千何万年の長い星霜の間に、東は夢前の谷、西は大津茂、遠くは揖保の谷よりのたび重なる大洪水等、大自然の営みにより、上流よりの土砂の流積により砂丘は埋没し、現在の地形を造つたものと思われる。

さかのぼつて見ると兵庫県地質図作成委員会作成、大阪市大理学部藤田和夫教授監修の兵庫県地質図によると、市川、揖保川間の南部低地帯は、沖積層である。説明によると、二万年程前までは冰期の時代で、瀬戸内海、大阪湾共に陸地であつて、四国紀州につづいていたが、次第に氷が溶け、低地帯は海となり、一万年程前からは、現在流路をもつ各河川から土砂が流れこみ、現在の様に沖積層を作つた。

また、一説によると、裏山の麓まで浜辺であつて、荒川区の苦編村は、小舟のおおいに用いる苦を編んでいた処で、それがそのまま地名になつたという。

夢前川流域史によると、書写山以北では浸蝕作用が行なわれ、以南では堆積作用がいとなまれて、北部地区では見事な段丘が見られる。東の谷では前の庄、西の谷では護持の段丘が特に見事である。運ばれた土砂は、安室、高岡、広畑方面で堆積され、海辺地帯では砂浜になり海では遠浅を作つた。

また現在の国鉄山陽本線夢前川鉄橋附近より西南に流れた支流があつたが、現在では埋もれて跡形もない。

小坂の北方、字深田附近では特に地下水が豊富であり、地下一米位の処は「砂利」の層である。その南に字甲羅といつて、上土の下がすぐ砂利で水もちが特に悪いことから見れば、たぶんこの辺を流れて、浜川で汐入川に合流していたものと思われる。

小坂の東北、現在の家中住宅の敷地一帯が丘陵地であつて、伝説によれば、夢前川の堤防が大洪水で決壊したときは、濁流がこの丘陵に一旦当り、分水して小坂がその直撃の難をまぬがれる要所になつていたと言われている。

この丘陵の東南部に、小坂の三昧があつて、樹令何百年という枝振りの良い老松が

あつた。附近では、小坂の三昧の一本松といつて有名であつたが、昭和の初年松喰虫の被害にあつて枯死した事は残念である。現在健在であれば当然天然記念物に指定されていることと思われる。

神代

神代の昔、出雲神族が、吉備と但馬の中間を南下して佐用、宍粟の地に進出し、伊和の国を造った。貁原志許男神（伊和大神）は垂仁天皇の御代、揖保川河口より上陸して来た新羅の渡来神、天日槍命と勢力を争って、天日槍命は敗北して但馬に去つた。伊和大神は、播磨各地の小豪族を併合し隸属させて播磨國土經營に成功した。また、一説には出雲族直系の大和三輪族が、揖保川をさかのぼつてきて、播磨國を經營したと云う説もあるが、前述の方が本当らしい。

景行天皇の皇子稻裔入彦命は、天皇の國土經營の意図を押して、針^{ハリ}間別^{マツケ}（播磨）となられた。景行天皇の妃五十河媛は、伊和大神の御子であり、伊和大神は「我れ國土經營終れり」と申され、朝廷に礼を尽して播磨國を稻裔入彦命に御譲りになつたと云う。

播磨第一の古墳として有名な、御国野国分寺の壇場山古墳は、この稻脊入彦命の陵墓だということである。また、副葬品で知られている四郷村坂元の宮山古墳は、稻脊入彦命の御孫許別命の陵墓であるらしいという説である。

宍粟郡神戸の一の宮旧国弊中社伊和神社は、伊和大神を祭神とする播磨最古の、由緒ある神社で有名であり、社殿が北向になつてゐる。伝説によれば、一千余年の昔、里人の夢に「我を此の地に祀れ」と神託があり、一夜の中に数千本の杉や檜が茂り森をなし、その上を多くの鶴が舞い、やがて、大きな二羽の鶴が石の上に北向きに眠つていた。それを見た里人達が、此の地に北向に社殿を建てたという。また一説には、伊和族の発祥の地、出雲に向つて建てられたともいわれてゐる。本殿の裏に、今も鶴が眠つていたという石を鶴石と名付けて安置されている。

英賀神社の祭神、英賀比古神英賀比売神の二柱は、伊和大神の御子であることから見れば、この地方は、出雲族の子孫か、それともそれ以前から住んでいた、アマ族の子孫であると思われる。

播磨風土記（現在文一部抜粋）

所以号飴磨者、大三間津日子命、於此處一造二屋形一。而座時、有二大鹿一而鳴之。爾時王勅云。牡鹿鳴哉。故號二飴磨郡一。

飴磨となずける所以は、大三間津日子命が此處に屋形を造つて座した時、大きな鹿があつて鳴いた。時に王は勅して牡鹿が鳴いたといわれた。故に飴磨郡となづけた。

播磨風土記現在編に、「大三間津日子命は御真津日子訶惠志泥命と申し上げて、實に皇紀一八八年、人皇第五代孝昭天皇の御事である。天皇が屋形を御造り給ふたのは、今の城北平野に人見塚があるが地字を飴萬と云う。」とある。

更に、人皇第十六代仁德天皇が、初めて飴磨に宮居を置かれたこと等から推論しても、此の地方は上古においても相当に人口も多く、早くから開けていたことが分る。更に左記の調査によつても判るのである。

一、神に関する地名

大國主に関する地名

五四

その他の神々に関する地名

三四

二、天皇に関する地名

応神天皇

四二

景行天皇

一三

神功皇后

八

三、その他の天皇

一〇

これを見ても、私達の祖先の地、播磨の国は、尊くも御皇室と古くから特に親しくつながれた貴い地であることを銘記しなければならないのである。

風土記に「英賀里上中右英賀者、伊和大神之子阿賀比古 英賀比壳二神在於此處故處 故因神名以為里名」。

英賀里上中右英賀と称えるは、伊和大神の子、英賀比古、英賀比壳の二神が此處に在した。故に神名によつて以て里名とした。

此の一柱の神は、現在の英賀神社の祭神であり、当時の英賀の里は、現在の英賀保、

広畠、および八幡、津田、荒川、大津、勝原の各一部におよぶ広範囲であつたという。孝徳天皇の御代、大化二年（西暦六四五年）播磨の国に国府が飫磨に置かれ（現在の姫路市市の郷附近）、戸数五十戸単位で里^{サト}とすることが制度化された。靈龜元年（西暦七一五年）里は、長さと単位を混同されやすいので郷^{サト}と改められた。郷を統合して郡とした。長享二年七月二十三日、初めて飫西郡が設置された。飫西郡地区には、漢^{アヤ}部、麻跡^{マサキ}、巨智^{トチ}、菅生、賀野、英賀、安相、韓室、伊和など九つの里が置かれた。

聖武天皇の御代、天平十三年（西暦七四一年）播磨に、国分寺と国分尼寺が建立された。現在の御着国分寺の前身で、国分寺の総本山は奈良の東大寺である。国府の場所には諸説がある。市の郷、白国、坂本、今宿、城内等、国府は当時の役所であるので転々と移動したのかもしない。

里 時代（王朝時代）

牧野里、大野里、小川里、美濃里、安相里、穴師里、英保里、伊和里、英賀里、漢部里、菅生里、賀野里、韓室里、因達里、麻跡里。

郷 時代（平安時代）

平野郷、大野郷、三野郷、英保郷、伊和郷、英賀郷、餘戸郷、菅生郷、巨智郷、辛室郷、草上郷、印達郷、周智郷。

庄保時代（平安末期～文禄僉地）

國衙庄、春日郷、大野郷、星田庄、三野庄、繼ノ庄、松原郷、西川郷、飾萬郷、岩ノ郷、津田郷、英賀郷、餘部庄、菅生庄、加屋郷、前ノ庄、置塙郷、玉田保、餘ノ郷、安室郷、桜木庄。

英賀郷（安河庄）

安河村、中浜村、高町村、付城村、苦編村、山崎村、西村、則直村、小坂村、廣畠村。

組・村制時代（文禄四年～明治四年）

天正中、秀吉が天下を統一し、同十九年諸国の郷、庄を廃し郡、組、村制を敷く。

徳川時代の姫路藩（現在の姫路市域、飾磨郡域）

藩、代官、大庄屋、各村に庄屋を置く。

飴東郡 妻鹿組、御着組、小川組、中島組、北條組。（村名略）

飯田組、前庄組。（村名略）

蒲田組 東蒲田、下蒲田、西蒲田、才、山崎、川西新、上手野、辻井、東辻井、田

寺、御立、西坂本、田井、六角、刀出、室津。（揖西郡）

英賀組 英賀中浜、今在家、玉手、町坪、岡田、西脇、井ノ口、苦編、高町、付城、

廣畠。

一橋領 小坂、則直、青山、町田、寺村。

飾西、實法寺、打越は他藩。

慶應三年十二月九日王政復興。

歷代姫路藩主

慶長 五年（一六〇〇）池田輝政、利隆、光政。

元和 三年（一六一七）本多忠政、政朝、政勝。

寛永十六年（一六三九）奥平忠明、忠弘。

慶安 元年（一六四八）松平直基。

〃 二年（一六四九）榎原忠次、政房、政倫。

寛文 七年（一六六七）松平直矩。

天和 二年（一六八二）本多忠國、忠孝。

寶永 元年（一七〇四）榎原政邦、政祐、政岑、政永。

寛保 二年（一七四二）松平明矩。

寛延 二年（一七四六）酒井忠恭、忠以、忠道、忠実、忠学、忠宝、忠顯、忠績、忠

淳、忠邦。

中世

元弘元年（西暦一二三二年）後醍醐天皇討幕のくわだてが未然に発覚し、翌二年三月、北條氏により天皇隠岐島に御流され、同年十一月、皇子大塔宮護良親王の命により、播磨の赤松円心則村、上郡の苔縄城に兵を挙げ、南朝の諸臣と共に、天皇を京都に御迎えし、建武の新政に貢献した。そのあと足利尊氏が反乱を起すや、則村は足利方に走り、楠正成は湊川の合戦で戦死、新田義貞等相次いで破れ、建武の新政は僅か二年余で終り、天皇は一時近江の坂本に臨幸され、比叡山の僧兵にたよられ、その後また、京都に遷御されたが、難をのがれて吉野に潜幸された。

三代赤松満祐、嘉吉元年（一四四一年）足利六代将軍義教を京都の新邸の宴に（六月二十四日）招き殺害し、また長禄元年十二月一日、南朝の後裔である尊秀王、忠義王の御二宮を吉野の仮宮に襲い殺害し奉る。翌一年には、更に御弟宮尊雅王をも殺害

し奉つた上、神器を奪い、南朝後醍醐天皇の皇統を絶滅する等、赤松一党的非道は自系再興の為とはいえ余りにも残酷の極に達している。

三木氏は、伊予の河野氏の一族で、讃岐に住んで山名氏の軍に従い、北朝方に属し、南朝方を撃破した功によつて、讃岐の三木郡を領するにいたり、三木と姓をなのつた。その後細川勢の為に破れ、赤松氏を頼り、永享二年、赤松氏より松原郷変浜をあたえられ、康暦二年十二月十二日、三木右馬介通近一族、飴東郡松原郷変ノ浜に入城した。英賀城主、赤松常隆介祐尚が死後、その跡をついで、嘉吉三月正月四日、四代三木通武右馬頭主従一族英賀城に入城した。

天正八年（西暦一五八〇年）二月十三日、九代三木通秋が、羽柴秀吉の攻撃により、英賀城は落城した。

鈴磨郡誌によると、広畑村は、英賀城落城の際、大谷某、多くの臣下と共に此地に退き、家を建てて居住したのに始まるという。当時、当村の西南に六町の海浜に高浜と称する一部落があつたが、飲料水の悪しきため、全村挙つてこの大谷の下に移住し、前記の落人に合し、現時の広畑を形ち作つた。

英城寺社式日礼式（一部抜粹）

天正六年二月五日、凡ソ英城格。通安御時改メラル古規トス五節旬毎例寺社。町人
礼法改ル古規之通。但シ梅翠院光照寺花藏寺相替ル。社司の格カハルト云々以後如此。
五節明且日出半時。梅翠律師。御堂院主 是ヨリ前ヘ日出 社司野杉藏人五位土佐守
宮川主水ト号ス。吉川寺和尚是文治二年正月吉河次郎福井庄魚吹城主建立ノ故 今ニ
拾石宛每納ス 中絶大堂破ス 渋谷菴藏主渋谷菴立元弘年中 弥勤寺法印 右在不知、
三休寺道心院主以後之礼、地藏院赤穂郡ヨリ還ル、通近嘉吉建立。榮西寺法印、通武
建立。正善寺法印通武建立。蓬花院私官法印通安建立。善入院私官法印權僧都、通安
建立朝四ツ。花藏寺上人権律師、井上時安建立。法光寺法印。三光寺上人権律師、北
野中建立元祖康晴、光養寺、光照寺、法行寺。明蓮寺、一行寺、法念寺、西福寺、真
行寺、安樂寺、法專寺、西徳寺、淨福寺、称念寺、松林寺、正立寺、正善寺、無位東

構建立。真福寺、源正寺。善行寺、西願寺、甲屋浦上町町人、中屋庄六郎町頭、鏡屋森村氏、甲斐守宮川氏、宮内丞、塚具宗次郎町頭、性空町両替富家、五十志呂五郎右工門町頭。西柳町富家書店。

右町行三人商頭ト号ス。以上礼ナシ。諸士之礼ハ明日寅ノ上刻四本家三連支七家本家分支惣分支裔葉門系見次第座列、系外混氏西。

諸寺檀那天正六年七月十日改記

御堂五座、四本家三森門支中ノ岡、北野中門支佐野藪ノ内、井上門支不残、永正建立。西福寺二十座、永正土井之室建敷内室、辻木朝山苗。

善行寺三十二座、津田氏永錄二年建、津田門支。

明蓮寺十七座、永正十四年小笠原氏建玉手門支宇和等。

外二、三十一ヶ寺明細略。

専念 西福寺広辻東西四間南北十間

専念 善行寺扇池東西四間南北九間

専念 明蓮寺坊町北向十一間四方

播州英城日記 卷三中（小坂関係分）

下知部

中地、野田、高町、小坂、土山、今在家、飯田、熊見、則直、此九ヶ村各領して各
村毎に禁札を立。

当村貢米当村へ例年可貢取刀害諍論等時節不相通改斷僕事当家執之月番迄可相達候
理非決談可行之下知如件

明應十二年正月十三日

右馬助

右市庭より飯田、今在家、土山、三ヶ村へ立る。

井上四郎右エ門より右同文にて熊見、則直に立る。

井上四郎兵衛より同文、野田、高町に立る。

堀内源太郎より同文、小坂、中地に立る。

御堂普請之間諍論刀乱害殺にをいては宜敷家執其家々之行法可法之。

永正九年

堀内源太郎

土井四郎兵衛

御堂前立札

当寺内狼籍刀害盜亂不可有之御家人等対當坐之刀諍不可有之舞意者改斷所迄可申出候、如件。

永正十一年正月三日

検事

当寺中にをいて一向不可有存外爭論不可有之寺内境樹技迄可有収納寺法等并諸公事役行等免許余人枝葉等材取間敷事。

右之通違亂族者罪行可有之者。

永正十二年二月三日

井上改断所

右の御堂は英賀御坊と云つて三木六世通規の代永正九年八月三日京都本願寺、實如

上人の時代、御連技實圓院を御迎えした英賀本徳寺であり天正八年三月二十五日、龜山に移つた。

播州英城日記 卷三下（小坂関係分抜粋）

分地領執権

改廻分知

五三石〇〇〇

城番前芝

芝 高町

一六三、一五八

本三
村井

五四、三八六

下勘事前三
村井

同

城番西三
村井

五五、〇〇〇

下改斷所南村瀬

三三、三〇〇

門士東村瀬

二三、二〇〇

門士西村瀬

九〇、六五一

下改断所岡田

高溝三郎左エ門

南川原貞助

山津七郎左エ門

高井兵三郎

井坂兵次郎

藤 太夫

井本吉太夫

高岸茂太夫

六〇、四三四	下勘事井坂	藤谷權右エ門
同	右筆 岡井	津上十兵衛
九〇、六五一	安事重川原と号	源兵衛
一七一、〇一五	岡本と号	七郎右エ門
一〇二、六〇九	南川上	善兵衛
六八、四〇六	下改断南川原	尾川五郎兵衛
五八五、三七五	本山崎	長兵衛
一六七、二五〇	村上松	勘右エ門
八三石六二五	城番松沢	北松武兵衛
八八、二〇五	下改断所	小川源兵衛
八八、二〇五	下改断所	松浦八十郎
四八、一〇〇	貢米江村	十良兵衛
五九五、九四五	山井	杉本加左エ門
一七一、二七〇	中芝江	東溝添預
八五、一三五	東芝江	
天満 薮 市庭 山崎 熊見		

井上	九〇、三〇〇	本扇池弥七郎
扇池	八〇、〇〇〇	北扇池弥助
岡	八五、五〇〇	本溝添領七三郎
広辻	六三、〇〇〇	堀内役添預
芝土井	四〇、〇〇〇	浅田半九郎
ク	同	松浦西願
岡芝	七〇、〇〇〇	堀内役添預
野中	八〇、三一〇	室前清右エ門
右天正元年正月五日	軍糧奉行	
貢納分地註記ヲ天正五年三月五日新改記天正五年五月五日亡跡養繼甚外貢米納出入 増減註記如件。	外二飴東飴西、揖東、揖西四郡に四十七村あり、村名及石数略す。	
領村分地納稅記		
天正元年分		
小坂	三〇二石一七	九分堀内一分城納
則直	二二二、〇一	七分家從一分井上内室二分西門支

西 才	山崎	熊見	平松	西土井	駒芝	薮 芝	井 駒	高町	天満	長松	一五〇、一二	三四二、〇三	三四二、〇一	六分家従	三分城納	一分朝日山
五二二、八七	一三三、〇三	八三六、三五	九分山崎	四分堀内	三分堀内	三分西門支	二分家従	一分堀内	三分土井	二分家従	二分城納	二分城納	二分城納	二分城納	一分堀内	一分堀内内室
三分堀内内室	三分土井	二分家従	二分城納	二分城納	二分城納	一分混氏	一分城納	一分朝日山	一分城納	一分本森家	一分半城納	一分半家従	二分朝日山	二分半山崎	二分半譜代	一分城納
二分半山崎家長松門支	六分半譜代	一分城納	一分本森家	一分半城納	一分半家従	七分中森家	五分家従	五分土井上	五分土井	五分土井	九一、三〇	一二一、〇〇	二七一、九三	六八一、三五	六八一、三五	三分堀内内室
一分城納	一分城納	一分城納	一分城納	一分城納	一分城納	一分城納	一分城納	一分城納	一分城納	一分城納	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	一分城納
同 同	混氏門葉	五分家従	五分土井	五分土井上	五分土井	五分土井	五分土井	五分土井	五分土井	五分土井	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	一分城納
同 同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

芝土井

八一、〇〇

同

高浜

三一三、〇五

四分寺社造繕料同附領

二分城納

四分四本家

野中

八〇、三一

野中

市庭

一七一、〇三

市庭嫡家

岡

八〇、〇五

譜代家從

右の外餅東、餅西、揖東、揖西四郡に五十二ヶ村あり、村名及石数略す。

天正五年三月五日領村細知改記

芝

五三石

前芝領

高町

二七一、九三

六分本三村井領

二分三村井領
二分同西領

駒芝

一一一、〇〇

五分南村瀬領

三分同東領
二分同西領

小坂

三〇二、一七

三分中岡田領

二分井坂領
二分岡井領
三分重川領

熊見

三四二、〇三

五分南岡田領

三分南川上領
二分南川原領

山崎

八三六、二五

七分本山崎領

二分村上松領
一分松沢領

薮

四八、一〇

江村領

天満

八五一、三五

七分山井領

二分中芝江領

一分東芝江領

外二十二村、村名及石数略。

以上支七家支葉分領改記如件。

以 上

以上は播州英城日記卷中、卷下より小坂及小坂附近の分を抜粋した。
表中、芝、駒芝、市庭、藪、井上、扇池、岡、芝土井、岡芝、野中、井、以上は英
賀城域内。

英賀城域東口（現、中浜東口）の水尾川添に広辻口あり。英城日記中の広辻は、英
賀城域内の広辻か、それとも広畠がいう広辻か不明である。日記中に広辻及高浜はある
が、広畠の無い処から見ると、飾磨郡誌による英賀城落城の際、大谷某一族と高浜
村と合して、今日の広畠を形成したのが本当らしい。

飴西郡内古城跡並構居（播磨鑑）

天神山城	前之庄	城主大河内播磨守満則
置塙山城	町 村	城主赤松兵部少輔
白山城	書写山	
掘之城	西坂元	城主羽柴筑前守秀吉
英賀城	中浜村	城主吉川家ノ守護、後三木右馬頭通近
山崎構居	山崎村	領主山崎惣右エ門
才村構居	才 村	領主才ノ伊三郎則直
廣畠構居	廣 畠 村	領主英賀傳十郎局時
町坪構居	町 之 坪	領主岡田ノ坪彈四郎主水佐
岡田構居	岡 田 村	領主岡田五郎四郎一武

賀屋構居	船野村	領主赤松孫四郎祐利
那古山構居	立野村	領主那古七郎頼三
秩父山構居	立野村西	領主秩父八郎左エ門
白鳥構居	餘部	領主小国大炊助頼福
栗山構居	栗山村	領主栗山三郎左エ門
蒲田構居	蒲田村	領主別所右エ門
手柄山構居	手柄村	領主三和外記次郎
辻居構居	辻井村	領主橋内源太夫友包
筋野構居	筋野村	領主氏欠ク吉岡力
戸倉構居	戸倉村	領主親村両所ヲ領ス
置塙中島構居	中島村	領主吉岡主計親元
塚本構居	塚本村	領主岩左右見則久
高栖山構居	龍野町北	領主雨夜兵庫助氏武
西土居構居	西土井村	領主赤松八左エ門
小坂構居	小坂村	領主朝山治右エ門

才構居	才村	領主横野四郎左エ門
熊見構居	熊見村	領主荒山大隅
苦編構居	苦編村	領主服田齊
平松構居	平松村	領主苗村市太郎
加茂構居	加茂村	領主得野与左エ門
出丸構居	築山構居	領主風早伊平次
田寺構居	田寺村	領主本徳寺門下
瓦山構居	手野村	領主田寺河内守信貞
青山構居	青山村	領主山名大膳氏弘 領主梯屋駿河守
一部	揖東郡	

慶長播磨絵図

（天理図書館所蔵、中央出版社複写）

飴西部・南部村名

大坂村、乗繩村、歳村、廣畠村、山崎村、西阿加、阿加、中津村、阿賀、賀まへ村、付城、高町村、今在家、加毛村、加まへ村、玉出村、町之坪、中地村、苦編村、飯田村、浜田村、西脇村、土山村、釜山村、青山村、下手野、上手野、今宿村、辻井村、新在家、田寺村、御立村、安田村、飴西村、實法寺村、六角村、刀出村、西坂本、東坂本、庄村、安田、栗山、亀山。

兵庫県史・元禄時代所領配置、現姫路市飾磨郡区域

廣峰神社、廣峰山。書写山円教寺、東坂本。亀山本徳寺、亀山。

幕府直領、小坂、則直、西土井、熊見、山戸、青山、飾西、町田、実法寺、寺村。丸亀藩、天満、長松、田井、宮内、津市場、大江島、余子浜、興浜、浜田、上余部、

下余部。

林田藩、林田、吉美。

龍野藩、菅生澗、打越、才の一部、前記以外の旧揖保郡地区。

姫路藩、前記以外の姫路市地区および飾磨郡地区。

嘉永年間の各藩領地、現在の姫路市域

増位山隨願寺、白国。亀山本徳寺、亀山。

書写山円教寺、東坂西坂ノ一部。

姫路藩、現在の姫路市域から次の地区を除く。小坂、則直、才の一部、青山、町田、
飾西、実法寺、打越、網干、大津、勝原、大市、余部の各区の全区域、山田村の南部、
北山田。

竜野藩、才、余子浜、大江島、坂上、和久、高田、平松、丁、下太田、朝日谷、宮
田、矢田部、上川原、新在家（網干）、太市。

林田藩、林田、吉美。

丸龜藩、興浜、浜田、宮内、津市場、田井、天満、長松、上余部、下余部、新在家
(網干) の一部。

一橋家、小坂、則直、青山、町田、寺村。

篠山十兵衛領、熊見、西土井。

他領、飾西、寶法寺、打越、勝原全域。

飾磨郡誌・寛延當時飭西郡内姫路領各組

飯田組（手野組）

飯田、栗山、安田、東延末、西延末、土山、東今宿、西今宿、北今宿、下手野、庄、中地、構、加茂。

英加組

英賀、中浜、今在家、玉手、町の坪、岡田、西脇、井ノ口、苦編、高町、付城、廣畑。

蒲田組

東蒲田、下蒲田、西蒲田、才、山崎、川西新村、上手野、辻井、東辻井、田寺、御立、西坂本、田井、六角、刀出。

前之庄組（町村組）

前之庄、新庄、山之内、神種、高長、古知之庄、杉之内、塙田、糸田、又坂、中村、町村、下村、山留、新畑、玉田、塙本、護持、芦田、古瀬畑、戸倉、野畑、戸谷、河

内。

一橋領、小坂、則直、青山、町田、寺村。
実法寺、飾西、打越、菅生澗へ他領。

才村八姫路藩竜野藩分領地。

慶應三年飭西郡諸領

廣峰神社、廣峰山。書写山円教寺、東坂本。

増位山隨願寺、白国。龜山本徳寺、龜山。

姫路領

手野組、十五村。大庄屋、大塙次郎左エ門。

飯田、加茂、構、中地、栗山、安田、東延末、西延末、土山、庄、東今宿、西今宿、
北今宿、下手野、津田新田。

英賀組、十二村。大庄屋、河野新太夫。

英賀、中浜、今在家、高町、玉手、町之坪、岡田、井之口、西脇、苦編、付城、廣
畑。

蒲田組、十五村。大庄屋、飯塚三郎左エ門。

蒲田、下蒲田、西蒲田、山崎、才、上手野、辻井、東辻井、田寺、六角、刀出、川西新町、御立、田井、西坂本。

町村組、二十四村。大庄屋、衣笠弥惣左二門。

町村、前之庄、玉田、山留、新畑、下村、中村、又坂、糸田、古知之庄、杉之内、塩田、新庄、山之内、神種、高長、戸谷、河内、野畑、戸倉、古瀬畑、芦田、護持、塚本。

他 領

一橋家

小坂、則直、青山、町田、寺村。

大夫采地

寶法寺、打越、菅生澗、篩西。

龍野藩

才村の一部

徳川時代取締行政機関 ①

代官郡奉行、姫路藩では四人が領内分担。自治行政機関の取締。法令の徹底。治戸。
租税。治水。林務。訴訟。賞罰。

公事方奉行、奉行一人、目明若干人。

民事訴訟、調停。刑事全般。

宗門奉行、奉行一人、手附若干人。

社寺、神官、僧侶の取締。寺院に宗門御改帳を保管。一般庶民の戸籍、旅行、異教

徒の取締。

徳川時代取締行政機関 ②

三役、百姓代、組頭、庄屋。

一、百姓代 約一町以上の田畠の所有者で、徳望あり、読み書き出来る本百姓より選出する。庄屋の下廻り役で、人足の徵達、年貢取まとめ、道路の修理、水利の監督等、農業全般の責任を負う実行機関。

二、組頭 五人組の頭も組頭というが、村三役の組頭は、庄屋の補佐役で、代官、庄屋からの申付けられた者で庄屋所で事務を執る。

三、庄屋 由緒ある旧家、高持、功労者の中から藩主の任命した者である。

小坂村は直領米の集荷、江戸表への輸送役として一名多く、御用米蔵専任で蔵元といつた。事務は布達の徹底、年貢上納、公共土木事業の監督、不動産移転、宗門取締、戸籍整備等、村内全般の事務に関し藩と農民の中間役。帳簿は検地帳、

水帳、布達の保管、争の和融帳、明細帳、宗門御改帳、名奇帳、免相帳、宗割帳、御扶持帳、人別帳、人口増減帳、越手形、請取手形、往来一札、免割帳等、数十冊におよぶ。接待として代官およびその下役の毛見（稻の下見）、鷹匠、雀取、捕り物（犯罪人）、藩への祝賀、教駕（巡行）等があり、幕末になるにしたがい多忙を極む。稻の管理については、田植から刈取り迄再三巡視した。

島原移住の件

伝説並に飾磨郡誌によれば、小坂村は元禄年間打続ける凶作の為、年貢の上納なし難く、村の大部分が肥前の国島原に移住した。

その後島原の一角に小坂「逢坂」なる地名が残っているとの伝説があるので三百年も前のことでもあるが万が一にもということがあるので、島原の何処かに小坂「逢坂」なる字名が残っていれば、島原市役所へ右の事情を申し照会した。市役所市民課の御厚意により、島原史学会々長渋江鉄郎氏を照会下され、渋江氏より次の様な報告書がありました。

等一信

島原市役所市民課よりの依頼により。

島原市内に現在中尾姓が十八戸、島原半島内十六町の内愛野町十三戸、吾妻町十戸、

国見町十一戸、有明町三戸、口之津町二戸、加津佐町十四戸、小浜町四戸、千々石町四戸、合計七十九戸。旧藩時代三十三村の内、中尾姓の庄屋が野井町庄屋中尾十左衛門氏がある。明治初期愛津町と野井村と合併して愛野村、昭和に入つて町制を敷く。

元禄時代大塙島原に移住とのことであります。島原のうち何処村に移住したか判りませんが、小坂という地名（字）があるかどうか不明ですが、後で調べて御通知いたします。

元禄時代の島原城主は、京都の福知山五万石から寛文九年（一六六九）に移された。深溝松平主殿守忠房の頃、忠房は元禄十三年に八十一才で没しました。島原領は四万石でありましたが、松平氏になつて七万石になりました。その内三万石は大分県の国東郡と宇佐郡の内にありました。

要するに、旧藩時代の中尾姓は、城主の認可によつて公認した野井村の庄屋だけではありますが、明治以後苗字をつける事を許された一般町民、百姓の内、どんな事でから中尾姓になつたか判りませぬ。島原半島内（島原市内を含む）にある中尾姓が野井村庄屋の中尾姓と同系統とは思われません。以上取急ぎ御報告いたします。

和年五十四年九月十二日

島原市宮の内町七一二

渋江 鉄郎

島原市
学会印

第二信

島原半島一市十六町（江戸時代三十三村）には、次の通り中尾という地名（字）があります。御参考までに御通知いたします。佐賀県にも何か所かあります筈です。

愛野町野井

中尾、中尾辻。

小浜町山畑

中尾前田、上中尾、下中尾、東中尾、西中尾、中尾。

南津山町尾登

中尾谷、上中尾谷。

加津佐町六反田

中尾谷、中尾、上中尾、下中尾。

口之津町東大屋

中尾、中尾道。

南有馬町吉川

東中尾、西中尾、中尾川。

南有馬町北岡

上中尾。

北有馬町坂下

中尾。

北有馬町西正寺

中尾。

北有馬町今福

中尾。

西有家町須川

中尾尻、中尾、西中尾。

島原市杉谷

中尾。

有明町松崎

中尾、中尾久保、中尾久保上。

有明町釘崎

中尾、中尾川。

国見町神代

中尾、中尾深。

瑞穂町伊福

中尾、中尾平。

瑞穂町古部岡

中尾。

瑞穂町古部憂峯

中尾、上中尾、下中尾。

吾妻町守山

中尾、上中尾。

吾妻町山田

昭和五十五年一月三日

渋

江
鉄

郎

印

第三信

爰野町に現在中尾姓十三戸これあり候処、庄屋中尾十左エ門の子孫は一戸にて、他は明治三年九月、明治新政府の大政官布告にて姓なき一般農民、商工民の内庄屋より姓を貰いたる家にて御座候。

庄屋の本家は、長崎市にて呉服店経営いたし居り候。長崎市民中、中尾姓は三四八戸これあり、右は佐賀県などよりの転住もこれあり、野井村の庄屋中尾氏の祖先は、元大分県宇佐神宮の神職にてありし由、学職深く人格円満なる為、島原城主松平の招きにより庄屋を任命されたる由に候。

大分県宇佐郡国^{ニサキ}東郡の内三万石は、寛文九年以來、島原藩松平氏の分領地にて、合せて七万石にて候。

飾磨郡誌にこれある「島原領」は、島原半島と大分県、宇佐、国東を含めての島原領なるため、元禄年間小坂より転住せる島原領は、或いは大分県にありたる島原領の分領地にはあらざるやと愚考仕り候。

宇佐国東方面に、小坂（逢坂）なる地あるやも知れずとて調査中にて候。
現在島原半島には小坂（逢坂）なる地名これなく候。
明治五年地検整理の際小字は他と合併いたし候。

右取敢ず御報告仕り候、啓白。

新しき事実判明次第御報告可仕候。

昭和五十五年二月七日

渋江鉄郎印

照会者が中尾である為、中尾に関係ある地名及び中尾姓に関する事情を参考迄に御知らせ下さつたものと思われる。

慶長播磨國絵図に「大坂」と記載してあるので小坂、逢坂、大坂、共に渋江氏に御願い致し目下の処調査中です。

黒船来航の件

小坂中尾庄屋異國船壹条ニ付助合願書に対する書状（写）

乍レ恐以二書付一御願奉ニ申上一候。一、先々月中異國船当地近海ヘ入込候処。泉州沖江請家様より御固被カタメレ遊候。右入用之儀同國御領地ニ而御助合難ニ行届一旨今般別紙帳面を以私共両國ヘ打混在割賦可レ仕旨、仰付奉ニ恐入一候得共両國中儀、右異國船一条ニ付而ハ、旁々難渋之儀ニ有レ之異國船一条ハ遠近ニ不レ拘一同驚入目障仕何逆トチも無益之費用方相掛リ何卒割賦之儀ハ、幾重にも御赦免被ニ為下一度何れにも其國仕舞に可レ仕候様被レ為ニ仰付一候ハバ難レ有奉レ存候。以上

嘉永七寅年十一月十九日

攝播兩國物代連中

川口御役所

乍レ恐以ニ書付一奉ニ願上ニ候

一、異國船一条ニ付諸入用割符助力之儀御利解被レ為ニ仰付ニ候得共、私共請レ引割符帳ニ而、村々疑心有レ之候ニ付、一先國元ヘ帰國仕右御利解之趣きいきい在在申聞せ候而、納得之上右割付仕度候間。暫時御猶予之程奉ニ願上ニ候。以上

攝播兩國物代連中

嘉永七寅年十一月十九日

川口御役所

姫路藩でも文久三年、飾磨、室津、福泊、高砂に砲台を築造した。飾磨では、湛保の南側海岸に砂を三尺余盛り、南に高い堤を築き、この上に大砲四門を備えた。この大砲は、伊伝居北部山麓で鋳造したもので、荻野流二門、西洋流二門。荻野流では大が五十貫、小五貫。西洋流では大が三十二斤、小十八斤。砲手は藩士が交代で本部に出張詰切り、大砲教練を実施、実弾は網干沖に的を設けて練習した。

嘉永七寅年、異國船渡來諸入用勘定帳

十一月 泉州 忠岡村

経費金額、用途、二十六筆、明細有（略す）

合計、銀弐貫三百五拾八匁弐分四厘

右私共一同立会取調候処相違無ニ御座一候。以上

嘉永七年十一月

泉州

忠岡村庄屋

藤右エ門

ク

浦田村庄屋

為太郎

ク

長井村庄屋

文藏

ク

南出村庄屋

大平次

ク

実江村庄屋

六大夫

印 印 印 印 印

川口御役所

泉州沖に異國船来航の節、泉州一橋領の人用経費を、摂津、播磨両国の一橋領に割
当に対する時の勘定書。

姫路藩寛延一揆

藩主松平明矩の失政と、延享二年の参勤交代費、朝鮮使節交替費の捻出等重なり、年貢の重圧、その上寛延元年の大飢饉、加えて明矩の病死で益々人心動搖した。十二月十五日の年貢完納日を目前にして滞納の場合は村役人を罰するとの申渡しから庄屋達は納めようとする。組頭・百姓代以下は反対する。十五日過ぎてますます取立が厳しくなる。十二月二十一日、印南郡福井組、中筋組、的形組から農民約三千人が御着附近に蜂起した。大飼組喜多野九左エ門、蒲田組飯塚五郎右エ門の両大庄屋が鎮撫に当つたが失敗した。藩吏の出張となり、首謀者十人が投獄された。間もなく姫路松平家と前橋酒井家が交替の報が入り、度重なる御用金の調達を恐れると共に、圧制に味方した庄屋、豪商達を制裁しようとしたのが寛延の大一揆であった。

一揆は、二年正月十七日に加古郡西条地方に、二十二日には手柄山附近に、二十八

日から二月二日に市川・夢前川流域に、三月二日に加古川上流滝野地方に、同三日高砂地方へと拡大した一大一揆となつた。

一揆により焼打された大庄屋十七軒。内飾西郡英賀河野十兵衛、蒲田飯塚五郎右エ門、前ノ庄八兵衛。庄屋十九軒、内加茂文右エ門、今在家源四郎、戸倉甚太夫、山崎治郎太夫、野畠平四郎等。

寛延三年首謀者、古知庄滑原甚兵衛、野谷村伊左衛門、市川河原にて磔。又坂与次右エ門、古知庄利兵衛、獄門。その他、遠島、国払、村預等に処罰された者合計三四五人。（『播姫大平記』による）。その内、大正の初期広畠小学校に奉職させていた冷飯藤次先生の祖先もいるという先生の話でした。

（在置塩村、置塩神社、滑原甚兵衛ほか犠牲者一同を詞る。）

姫路藩明治維新一揆

明治維新の廃藩置県、その他色々の変動で人心が動搖していた。その際、山の井の庄屋赤鹿八郎が魚肥鰯糟を一手に買いしめに北海道へ行つたが、函館の乱の直後で、どうする事も出来ず、無手で帰つた。その損失を要路の人々と図つて一般農民に負担させようとした。神崎郡辻川山崎組の庄屋小国鉄十郎がその不当を攻撃したが、大小庄屋の支持を得ずこの一揆を計画したとも言われる。その損失は、大小庄屋の負担で解決したが、平素から大小庄屋の政治姿勢に不満の声が多くた。明治四年〇〇解放令が発布された。人別改めに一般村民と同席させる事に不満に乗ずるため、同年十月十三日、辻川の大庄屋三木家に、民政奉行西松謹吾が来ていた際、豪騒が起り、同氏を襲撃し同家に放火した。これに神東、神西、飾東、飾西の四郡の者が呼応して五、六千人が辻川に集り、一隊は北進して生野代官所に向い、別の一隊は各庄屋に放火し

つつ、前の庄から置塙、菅生谷を南下して姫路に向つた。姫路県では説得に当つたが、十四日午後ついに出兵した。攻撃によつて、死者二名、負傷者十三人、逮捕者三十八人を出した。農民達は大砲を威かくと思ったが実弾であつたので、我先に散つたといふ。

この一撃により、放火された大小庄屋は、神西郡三木・大国、飾西郡前の庄衣笠、下手野大塙、蒲田飯塚、広畠福井等、その他多数に達したといふ。

用水権と水論

- 寛延四年 小坂、則直、才対西蒲田
網ヶ渕浚渫の土砂捨場の件……文化十四年七月解決。
- 明和七年 小坂、則直対才村
- 才村が番水の規定を守らず字げんしき溝筋堰止の一件……別記。
- 寛政四年 小坂対西土井
- 村境界の論争の件……和解す。
- 寛政八年一月 小坂対西土井、天満、広畠
汐入川浚渫の件……江戸奉行所へ、別記。
- 文化十四年七月 小坂、則直、才対西蒲田
西蒲田下野地先大川筋井堰の問題……土俵にて夢前川の水を堰止め大樋いより小坂、

則直、才三ヶ村に流るる水路に引き入れる行事解決する。

○文政十三年 小坂対広畠

○小坂新鶴新田に条件を附して干拓を認む(別記)。

○天保十四年 小坂対勘兵衛新田

勘兵衛新田干拓及養水を汐入川より取入れの件……小坂村条件を附してこれを認む。

才村番水の規約違反に関する文書

小坂、則直対才村の水論

一、私共両村用水之儀者、御領分、才村、龍野、御領分才村四ヶ村立会ニ而、姫路御領分西蒲田村地内ニ而出水を浚川を堰入樋仕立夫より川水引入諸入用諸人足共四ヶ村之村高ニ割合普請相勤申候。用水引取方之儀者平水ニハ、何れ之溝筋も無番ニ引渡渴水之節ハ一体之用水四ヶ村番水に來り申候。右番水之致方ハ用水溝西東江式筋ニ分れ候内。西溝之方を流候溝筋ニ龍ヶはな山下ニ而、横溝有レ之此横溝掛リ之分ハ番水之節ニ而も才村江全水引取、其余ハ一体之用水村高ニ応じ才村両村江二日二夜、則直村一日一夜、小坂村江一日夜と申割合ニ而、番水ニ仕來り申候。然ル所去寅年甚早魃故番水ニ仕候所字けんじきと申溝筋ニ而堰留私共両村へ右溝筋を流候。各番水下不レ申甚迷惑仕候。右ニ付其砌より当春迄、追々私共より才村に及ニ対談ニ一候得共、何

分承引無レ之先規ニ相背キ難儀至極ニ奉レ存候。私共両村之儀者水下故、仕来之通番水請候而も行届兼候所此後去年之通成儀仕候而ハ弥以順水不レ仕、両村田方養ひ可申様無ニ御座一候。入用ハ高割を以相勤、各引取方ハ甚不足仕候段、迷惑之儀者不レ及ニ申上一先規にも違却仕候間、才村之者共御糺被レ下前々之通ニ被仰付一被ニ下置一候様仕度、御勘弁之程偏に奉一願上ニ候。以上。

明和八年卯四月

飴西郡小坂村庄屋市兵衛、同庄次郎、年寄甚兵衛

同郡 則直村庄屋勘兵衛、年寄新兵衛

右之通り姫路、龍野、御役所江願出申度候。以上。

御役所

汐入川の一件

寛政八丙辰年正月十九日、汐入川一件に付、松平岩見守様族二御前一被ニ仰渡一候。御裁許書之写田坂直右衛門様御前江御出安藤丈之助様地方役所ニ於、右御裁許書写候様被ニ仰下一候也。同口川口江も御差寄ニ付荏原与藤治様御出被レ成候。

「差上申一札」一橋殿領知播州飾西郡小坂村訴訟ス。庄屋、年寄、百姓代、篠山十兵衛御代官所、同州揖東郡西土井村相手方、庄屋、年寄。酒井雅樂頭領分、同州飾西郡広畠村、庄屋、組頭、京極能登守領分、同州揖東郡天満村、庄屋、年寄。

小坂村、西土井村及ニ争論候。汐入川浚之儀付、追々及ニ吟味一尚又広畠村をも相紅キヨ一件口書申付。江戸表江相伺今日裁許申渡候間可レ承候。西土井村ニ悪水樋三ヶ所有レ之候事故。兼而悪水抜之俊は可レ致苦ニ而。則先規仕来候。趣旨様書等有レ之上者全新規浚致候。ニ而者無之候ニ付、小坂村より此度可レ差留一旨及ニ出訴一候段、

難ニ申立一儀ニ付願之趣不レ及ニ沙汰一。尤小坂村ニ於船道浚之儀千三百間者普請所
と申立候得共。延享四外年萩原藤七郎より、一橋殿江引渡ニ相成候節之書物之内小坂
村より差出候明細帳ニ書載有レ之迄ニ而、是迄皆浚いたし候趣証拠。其の上は往古何
れより差免千式百間を極候哉之訛古証不レ相見得一候ニ付難レ取用筋ニ者候得共、年
來仕来候趣ニ申立候儀無ニ相違一相聞候間、以來共是迄之通間數浚可レ致候。乍レ併
汐入川小坂村俟地帳ニ無レ之外三ヶ村共同様ニ而、何れを川元と難レ差定一先年西土
井村広畠村江小坂村より川普請並ニ川浚捨石等之儀ニ付証文差遣し置候も有レ之、尤
右川床治定不レ致候得共、三ヶ村申口符合致來候段も相見得候上者銘々村方堤之地先
きは其村々より進退可レ致筋ニ相當候得ば、向後小坂村より川浚致候節、外村地先へ
相懸り候ハバ夫々江、相届差支無レ之旨ニ相極、其上普請相目録見領主江相願川浚可
レ致候依レ之川筋非常之儀有レ之節も其地先之村方より可レ致差配筋ニ候間、小坂村
差構ひ申間敷候。且又海表水尾枕之儀外より差構ひ候筋無之上者今更取扱ニ者不レ及
候得共。字汐入川と唱來候川ニ候得者小坂村との書附者、早々可ニ削取一扱又船貨積
之儀者往来通無ニ相違一相斗ひ候得共、外船より水尾錢取候儀者全く船持共自己之申
合ニ而、いつれよりも被ニ差免一候筋ニ無レ之之上は、他所へも拘り不ニ容易一儀ニ

付向後水尾錢乞取候儀急度致間敷候。且又西土井村より申立候明細帳扣二者水尾浚之趣、書留メ相見得候共、新古普請之仕様書には悪水抜浚と有レ之全躰五百間之内の申場所村方心得迄ニ而、治定無レ之内は難ニ取用一筋ニ候得共小坂村より一円ニ浚仕來との申立同様ニ而、五百間之場所、西土井村ニ心得居候通ニ而は三百五間之内天満村地先へ相懸り迄ニ而、普請仕様書にも五百間と書載有レ之、御普請所之儀ニ而外ニ差支之筋も不ニ相聞一候間、任ニ仕来一此度申立候樋口より堤添へ折廻百九十五間と堤角より三百五間之間都合五百間之内者。悪水抜勝手ニ致、天満村者勿論其外他之地先へも相懸り候はば夫々へ相届差支無レ之旨相極り、其上普請目論見支配之御代官申立普請等可レ致候。扱又上荷船之儀小坂村、西土井村共同様ニ申立候処元來支配之御代官領主等より申付置候事に付、於一奉行所ニ一者いつれ共不レ及ニ頓着一候。然上者広畠村天満村ニ差障候筋ハ無之候。乍レ然以來小坂村西土井村川浚致候砌、地先へ懸り候付相届候節無レ故差障リ等申立候儀相聞候。只々急度可レ及ニ沙汰一併小坂村西土井村者相染之儀ニ候条、以來共右申渡之趣一同無ニ違失一相守川筋之儀付向後不レ及ニ承知一候。右通被ニ仰渡ニ一同奉レ畏候。依而御請如レ件

寛政八丙辰年正月十九日

小坂庄村屋

才助

年寄

傳次郎

百姓代

宗吉

西土井庄村屋

九左エ門

年寄

孫太夫

百姓代

新左エ門

広畠庄村屋

善左エ門

組頭

与一兵衛

天満庄村屋

善左エ門

年寄

治兵衛

一橋殿用達

播磨屋

九八郎

篠山十兵衛殿用達

河内屋六郎兵衛代

三右エ門

京極能登守殿用達

和泉屋

五兵衛

酒井雅楽頭殿用達

駿河屋与惣治代

文十郎

勘兵衛新田 小坂村庄屋文書

則直村は、三木勘兵衛が天保十三年に龍野藩脇坂淡路守の命を受け、網干三角洲の東端に八拾四町歩を干拓している。その子勘次（後勘兵衛襲名）が続いてこの南に統く新田六拾四町歩を干拓し、計約百五拾町歩、総工費四万五千両（反当三十両）で完成した大工事である。

幕府代官羽倉権九郎支配で、寛政五年揖東郡与子浜庄屋弥一郎に、十年間期限付で開墾を命じ、毎年銀四枚の冥加で工事を進めたが、三十余年を経て龍野藩領となり、苅屋庄村屋東左エ門に十年期限で工事を命じたが、これも成功しなかつた。この後、勘兵衛が冥加銀八枚を上納し、身元保証金一千両を積んで着手した。

一、此度則直村勘兵衛御新開發仕候ニ付右御新開用水之儀双方対談左之通、一、小坂村御普所、汐入川口西土井村辰巳樋門より下手西川落合之場所、毎年八十八夜より

秋分迄新規井堰を立、常汐越入不レ申様ニ致し、御新開用水引取可レ申事（中略）。

一、用水不用中通船差支無之様中央板堰之間ニ而、勝手宜敷場所堰坑抜払可レ申事。
（略）

天保十四年卯年十月

御新開願主

則直庄村屋後見

勘兵衛

同人粹

勘次

小坂村百姓代

善兵衛

年寄

茂七郎

庄屋

与次右衛門

勘兵衛が工事計画当初の此地は、網干浦寄洲と言い、一部は天満村の古塩地であつたが、その跡もなく、深所で四尋位の干潟適地が多かつた。先、この地の所有権問題が発生し、吉美村と天満村が争つた。天満村は京極佐渡守支配、丸龜藩一万石の領地。吉美村は林田藩建部内匠守一万石の領地。願主三木家の則直村は小坂村同様一橋領であるから幕府も慎重を期し、安政五年四月三十日附で、天満村古塩浜地の新開地は、今般龍野藩脇坂中務大輔殿預けに仰出され、この判決で天満・吉美両村は敗訴。天領

として龍野藩預けとなつた。幕府領新田は、安政三年幕府より竿入の上、その功を賞して自己の名を用いて勘兵衛新田と称せしむ。当初移住者には田畠と住家が与えられたから近村から多くの者が集つた。天満屋、丁屋、茶屋、常全屋、阿曾屋、家島屋、志方屋等各家の屋号によつて、その出身地を知ることが出来る。

紅屋新田

勘兵衛新田の南に続いて開拓された六拾四町歩の新田は姫路藩の御用商人で姫路野里鍵町の豪商紅屋又左エ門氏と商談がまとまり其後紅屋新田といった。苗字帶刀を許され児島の姓を名乗り扶持三百九十石五十俵三人扶持という武士同様の待遇であつたといふ。権勢は大したもので威徳寺町に妾宅を構え「おたき」という美人を囲い玄海といふ関取を用人棒に置いていたとか。紅屋新田を文久三年（西暦一八六三）一月十二日見廻り午後十一時頃橋之町迄帰つた処を河井傳十郎、武井逸之助等七人の剣客によつて殺害された。又左エ門を殺害した剣客はその足で深夜の道を「おたき」の家に向い妾宅をたたき起し「天満西瓜」の真赤にうれたのを見せてやろうと包の内から血まみれの又左エ門の生首を出したという。これを見た「おたき」は失神、用心棒の玄海も手も足も出なかつたという。翌朝又左エ門の首は大日川原にさらされ「不当に米を

買い占めをなし庶民を苦しめた罪は許しがたし、よつて天誅を加えるものなり」と立札が建てられていたと云う。「のじ菊文庫」より。又左エ門氏の御冥福を御祈り申し上げます。

小坂の三昧「現在の家中住宅地」の東南に閑取玄海の墓が建てられていたが家中住宅建設の際他の墓と共に名古山墓地に移轉された。

現在は廃家になつてゐるが玄海の子孫と云う高松嘉平、瀧藏氏親子の家が現在の三木酒店の処にあつたが、さすが閑取の子孫ということで親子共立派な体格の持主であった。

新鶴新田

新鶴新田は酒井忠学時代、天保七年十一月印南郡砂部村金沢九郎兵衛、加古郡高砂船頭町、新屋嘉兵衛両人の請を入れ、鶴新田の地先九十六町余の開墾に着手し、天保十年四月完成した。開発人両名が銀主宛差入証札には、天保十四年成就とある。何か金策に理由があるのか。

一 札

其御村鶴新田前此度開発候ニ付当村差支有無御引合御座候。元来汐入川儀一橋御米外船之川筋並に西村悪水吐に御座候。己來差支之程難レ計容易に承知難レ致旨相答候處、右両様の指障に不二相成様鶴新田川設、西南角より東江三十間引延川流に準、新堤被二築立一御差障に不二相成一樣御取計之一札被二差入候ニ付、右一件被二承知一候、自然至ニ後年一指障出来候節者、當方難儀之筋無レ之様御取計被レ成為ニ其一札一

如件。

文政八年三月

廣畠役人

小坂庄屋与次衛門 殿

明治初年、越前国南條郡廻船問屋、大屋との間に五万両で商談が成立して、以後、大屋新田と言つていたが、現在は紅屋新田と共に新日鉄広畠製鉄所の敷地となつた。

明治時代行政

大小区制時代　自明治四年（至明治十二年）（飾磨郡）

明治四年七月十三日廢藩置縣。同年十一月姫路に飾磨県設置。播磨全域を管轄。翌五年六月、行政区制を定む。播磨十六郡を十六大区とす。

○第八大区（飾東郡）　十小区　村名略す。

○第十一大区（飾西郡）　六小区

第一小区　山之内、新庄、前之庄、神種河内、戸谷。

第二小区　高長、古知之庄、杉之内、塙田、糸田、又坂、中村、下村、新畑、山

留、玉田、塚本、護持、芦田、古瀬畑、戸倉、野畑。

第三小区　菅生潤、寺村、刀出、六角、実法寺、町田、飾西、田井、東坂本、西

坂本。

第四小区

御立、田寺、辻井、新在家、山畑新田、今宿、上手野、下手野、青山、

川西新町。

第五小区

延末、西延末、安田、栗山、亀山、飯田、構、加茂、今在家、中浜、高町、付城、苦編、玉手、中地、土山、町之坪、井之口、岡田、西脇、庄村。

第六小区

蒲田、西蒲田、下蒲田、才、則直、小坂、広畑、山崎、英賀。

明治八年七月区劃を改正

○第八大区（飾東郡）

十一小区を三小区

第一小区

一、二、三、四、七の五小区合併

第二小区

五、六小区及家島合併

第三小区

八、九、十の三小区合併。

○第十一小区（飾西郡）

六小区を三小区。

第一小区

一、二小区合併

第二小区

三、四小区合併

第三小区

五、六小区合併

明治九年八月三十一日、兵庫県の管轄になる。

戸長役場設置時代　自明治十二年（一八六九）至明治二十二年

明治十二年一月十八日、大小区を廃し、県下を三十三郡に編成し、郡役所及戸長役場を設置。

飾東郡　十四戸長役場を置く。

飾西郡　七戸長役場を置く。

第六戸長役場　才、則直、小坂、広畑、英賀、今在家、高町、付城、山崎、苦編。

明治十四年六月、戸長役場の分離。詳細不明。

明治十六年、戸長役場の整理。三十戸長役場。

飾東郡　十六戸長役場。

飾西郡　十四戸長役場。

才組戸長役場　小坂、才、則直、蒲田、西蒲田。

市町村の自治制度時代

明治二十二年四月、市町村制を実施。

姫路市　旧姫路市区域。

飾東郡 十六町村。揖東郡より家島町編入。

飾西郡 十三村。揖東郡より打越を余部村に編入。

高浜村 小坂、広畠。

明治二十九年四月、飾東、飾西合併。飾磨郡とす。

同郡内に旧飾東郡高浜村、旧飾西郡高浜村の同名あり、旧飾西郡高浜村を広村と改む。

昭和十六年広村、八幡村を合併、広畠村と改め町制を布く。

昭和二十一年三月、姫路市に編入。

秋分迄新規井堰を立、常汐越入不レ申様ニ致し、御新開用水引取可レ申事（中略）。

一、用水不用中通船差支無之様中央板堰之間ニ而、勝手宜敷場所堰坑抜払可レ申事。

（略）

天保十四年卯年十月

御新開願主　則直庄村屋後見　勘兵衛

同人粹　勘次

小坂村百姓代　善兵衛

年寄　茂七郎

与次右衛門

勘兵衛が工事計画当初の此地は、網干浦寄洲と言い、一部は天満村の古塩地であつ

たが、その跡もなく、深所で四尋位の干潟適地が多かつた。先、この地の所有権問題

が発生し、吉美村と天満村が争つた。天満村は京極佐渡守支配、丸龜藩一万石の領地。

吉美村は林田藩建部内匠守一万石の領地。願主三木家の則直村は小坂村同様一橋領で

あるから幕府も慎重を期し、安政五年四月三十日附で、天満村古塩浜地の新開地は、

今般龍野藩脇坂中務大輔殿預けに仰出され、この判決で天満・吉美両村は敗訴。天領

安田の十五社明神と、尾上の住吉神社に弊を捧げ、海上の平安を祈願した。しばらくして風雨もおさまり、九州に向われたという。播磨の伝説（玉岡松一郎著）より。

或る朝、南方で樂の音がするので、小坂の村人達が音を使りに行くと、汐入川東岸我久ヶ渕に御木像が漂着しているので御迎えして御祀りしたのが、菅原神社の始めである。祈願に際して身代りとして海に流された御自刻の木像が、潮流にのって我久ヶ渕に流れついたのであると云う。

徳川時代から明治、大正、昭和十五年迄の社殿は立派で、特に拝殿は軒が深く、軒先が縁側より余程先に出ていた。割拝殿と称して内部が三分されていて、中央部は石畳が敷かれ、天井には彩色された世界地図が描かれ、左右両側は床が板張りで、天井は左が上り右が下りの墨絵の龍が描かれていた。共に郷土の画家、三木凌雲先生の力作であった。稻荷社の東に祭祀されている流れ造りの小さい石の祠は、何も銘記されてないが相当古く当社では最古の社で、伝説にいう国主神社である。代々、古老よりの伝説によれば、小坂村に火の雨が降る様なことが起れば、この祠がたちまち広がり、氏子の者が全部この内に避難出来るという伝説がある。

幕末の頃、社殿修復の際、御神体を一時仮殿に奉祀し、修理完了と共に本殿に遷宮

の節、御神体が如何しても納^{オナマ}らず良く見ると奉仕する人の内に、三木某という忌中の世話人が一人混していた。そこで遠慮を願うと何事もなく容易に遷宮が出来たということである。同じ幕末の頃、拝殿に賊が侵入、重要書類を失なった事は残念の至りであります。

明治二十二年、官令により時の内閣修史局長官、重野安繹^{ヨシタカ}殿のもとによつて神社の調査が行なわれた。その節、調査官が昇殿の際、本殿に登る刻橋で足が進まず、御神体を未調査に終つたとの事である。何か御神靈にふれたとのことである。

神苑には樹令何百年と思われる老松が十数本もありましたが、残念なことに昭和の初期、松喰虫の被害により大部分が枯死しました。中でも本殿の乾の方にあつた御飯松は、文字通り樹の最上部が御飯を盛つた様な形で、樹の高さは十数米、周囲は大人が三人も手を延しても未だ余りあるという老松であり、毎年正月にはしめ縄が張られたが、さすがの靈松も殘念なことに松喰虫の為に枯死した。往時の雄姿を後世に残す為写真を撮りました。区長役場、及び当時の役員宅に保存されている。

明治三十五年が菅公が大宰府で死去されてより一千年に相当するので、当社でも氏子各町が競つて造物等を造り盛大に千年祭が挙行されました。その後二十五年毎に臨

時祭典が行なわれている。

昭和十五年祭日夜、不可解な火災により社殿が焼失しました事は、残念の至りです。しかし不思議なことに焼跡清掃中、本殿の焼跡から御神体が無事に拝見されました。琴平宮の仮殿に安置し奉り、氏子を始め近村遠く阪神地方の信者、篤志家に御願いして淨財を募り、本村の大工、三木洋氏により氏の親方で宮大工、前田氏の応援を得て、昭和十七年四月竣工と共に、盛大に遷座の祭典が行なわれました。

御神体は、昔の三月雛の大裏様位の大きさで、御神体を納めた鞘は焼けていましたが、御神体が無事に発見されたことは、何よりも不幸中の幸であり、御神徳のしからしむる処であります。

現在、祭典には小供屋台の時代になつてゐるが、昭和の中期迄は夏秋の年二回の祭典には、氏子各戸に御神燈の提灯を出し、各町には横吊燈籠を建て、にわか芸居、浪曲、万才等の余興が行なわれ、秋祭には大人屋台、小供屋台の練り出で賑わつた。屋台で余談になりますが、明治初年、打越村が、西土井村で古い屋台を譲り受け、小坂を通過の際、太鼓を打鳴したものだ。時あたかも孝明天皇の諒闇中であつたので、小坂の若者達が不心得を諭し、屋台の通過を差し止めた。当時は未だ小坂は一橋領で

おおいに氣勢があつたので、打越の若者達は恐れ入り数人が村に飛び帰り村の役員や世話人が来坂して平謝りしてようやく帰村したという笑話がある。この話は昭和の初年打越村の古老から聞いた話である。この古老が当時の若者の一人であつたと云う。

全国に菅公を御祀りする神社はたくさんありますが、菅公御自刻の御木像を御神体として御祀りしている神社は、当社以外に聞かない。又、全国でも最初に御参りした天神様であり社殿こそ小規模であるが、京都の北野神社、九州の大宰府天神にも匹敵する、由緒ある天神様といつても過言ではありません。

菅原神社 (二)

神社明細取調書上、明治十二年八月

村社菅原社 祭神 菅原天神

社殿 一間半
一間四尺 祝詞殿 一間半
幣殿 二間半

境内坪数 三六二坪

境内神社 琴平社大物主神

稻荷社保食神

由緒不詳

神明宮天照大御神

由緒不詳

國主社不詳

由緒不詳

祭神は楽ヶ渕綱曳天神と號し奉る。

又、鯛牙灘樂ヶ渕荒木天神とも申す。

氏子総代

吉田市次郎

田浦善兵衛

前田定五郎

戸長 中尾三作

徳川時代奉納の燈籠及其他

狛犬

天明四年辰年

西暦一七八四

寄進者

不明

石燈籠

一對 寛政七年

西暦一七九五

寄進者

吉田連中

石燈籠

一對 文政十二年 西暦一八二九

寄進者

政五郎、弥三郎、文五郎、久五郎、清七

石燈籠

一對 安政七年 西暦一八六〇

寄進者

牛尾村 前田兵左_二門

水盤

一、文政四年 西暦一八二一

寄進者

不明

百度石
一、

年月日不明

寄進者

不明

姫路教育委員会発行の「室津道をたずねて」に小坂の天満宮の石とうろには、寛政七年（西暦一七九五）など江戸時代のものが多い。金刀比羅神社の狛犬は左右の配置が一般的のものと異なり、左が阿形右が吽形となっている。又狛犬には天明四年（一七八四）の年号があつて姫路市内で年代の古いものとある。

此の狛犬は元菅原神社拝殿前のものであつたが、昭和十七年菅原神社再建の際新しく現在の狛犬の寄進者があつたので金刀比羅社前に移轉したものである。

広畠天満宮

飾磨郡誌によれば広畠は元来英賀神社の氏子であつた。京都北野神社の分霊を、一旦母社なる英賀神社に勧請し、明治二年九月十七日更に創建された社殿に奉遷し、英賀神社の氏子を離れたと記載される。

浜の宮天満宮

菅公が延喜三年（西暦九〇三年）二月二十五日、大宰府で死去され、京都北野天神

が天歴元年（西暦九四七年）に建てられた。それを聞いた里人達は、ゆかりの地十五社境内に、天満宮を祭った。

後花園天皇の御代、十五社の神主、梅溪久米氏の夢枕に神様が現れ「昔筑紫に下る時、尾上の東、松林の中にしばし休息したがこの地に汝はお宮を建てよ」と聞いて夢が覚めた。早速浜の松林に出かけて見ると松の木が生い茂った中に白砂が少し高く積んだ辺り、道真公が休んだ跡といい伝えている処があり、夢と同じなので社殿をこの土地に造営し、文安元年（西暦一四四四年）八月三十日、十五社の宮より御神体を新殿に移した。これより浜の宮と称し、川上にある元宮の十五社の宮を上の宮ということになった。

十五社明神の由来

清和天皇の御代、貞觀九年（西暦八六七年）この附近で牛の病気が流行し多くの牛が倒れた。春になつても霜が降つたり長雨が続いた。その時、鹿児庄内の役所の長の阿志良輔が、伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、大神、大和、広瀬、竜田、住吉、丹生、貴布彌、石上の十五社の神々に弊を奉り祈願して雨は止み、その年

の秋にはすべての作物が大いに実った。安田に神垣を立て、翌年の春半ば先の十五社の大神をお迎えし、合祀し十五社大明神と号した。（播磨の伝説より）

一ツ橋領

廣村は姫路駅の次ぎの英賀保駅から僅か二糠。左の室津網干街道は本村小坂部落を從貫して至るものである。徳川時代参勤交代の四國や九州等の大名など室津に上陸する者はこの小坂を通り姫路に出たものである。然るに廣村大字廣畑は姫路藩に属しているのに同村大字小坂は一ツ橋領であつて徳川御三家を背景に威勢あり一ツ橋御用の提灯を持つ小坂の庄屋は姫路藩の家老の上座に坐つたことである。階級制度の甚だしい封建時代に地方の大名や武士などが一介の農村の庄屋に人義を盡したなど痛快ではないか。

播磨風土記現在編

長谷川善雄著 立命館出版より轉載
代々傳説にも傳つてゐる。

当時一ツ橋領以外の庄屋でも夜おそくなると、被害よけの為に一ツ橋御用の提灯を借用に来たとのことである。

徳川時代小坂の沿革

最初 姫路藩領(一)

徳川幕府直領

寛永九年

(一六三二) 以降六ヶ年間

竜野京極刑部小輔領

寛永十五年

(一六三八) 以降二十年間

徳川幕府直領(二)

萬治元年

(一六五八) 以降六十三年間

姫路榊原式部大輔領

享保六年

(一七二二) 以降二十三年間

下総堀田相模守領

延享元年

(一七四四) 以降二ヶ年間

徳川幕府直領(三)

延享三年

(一七四六) 以降一ヶ年間

一ツ橋領(一)

延享四年

(一七四七) 以降一二〇年間

徳川幕府直領(四)

慶應三年

(一八六七) 以降一ヶ年間

一ツ橋領(二)

明治元年

(一八六八) 以降一ヶ年間

藩籍奉還

明治二年

(一八六九)

御用米蔵

旧幕の頃、室津街道の南、汐入川の東岸添に建てられた二棟の土蔵があつた。之が幕府直領及び一橋家の御用米蔵であつて、維新当時まで飴西郡内の徳川直領や一ツ橋領、小坂、則直、青山、町田、寺村等の年貢米をこの蔵に納めた。

当時は、川幅も広く水深も深く、船舶の往来も頻繁であつて、これより南二十町の汐入川の河口まで、毎年一つ橋家で浚渫されていたものである。各村から運搬された年貢米は検査を受け蔵納めして小坂の庄屋が管理して一つ橋家よりの指示によつて高瀬舟で河口まで運び、本船に積み替え、大阪の難波、又は江戸の浅草に廻送していた。

小坂河岸御用米蔵及び摂津・和泉・播磨三ヶ国の一橋領に関する書類の一部を掲載する。

嘉永七年 養西郡惣代

攝泉播三ヶ国郡中割帳

十一月 小坂村庄屋 与次右エ門

御高五万五千五拾弐石五斗壹升壹合四勺壹才

内百拾壹石九斗五升九合 野尻新田高引

内五拾六石三斗七升七合 久保浜新田高引

残高五万四千八百八拾四石壹斗七升五合四勺一才

御高壹石に付き

銀壹百八厘七毛八九三三余

合銀拾貫三百拾壹匁三分七厘

右の通り三ヶ国惣代立会調割仕候段、相違無之候也

嘉永七寅年十一月

攝州惣代

西組 小浜町庄屋 吉右エ門

川辺組 加茂村庄屋 治郎助

中組 原田村庄屋 吉右衛門

以上

萱野組石丸村庄屋 九郎右衛門
得下組得賀村庄屋 六之助
大島組南出村庄屋 太平治
下條組北原根村庄屋 平助
山方組寺門村庄屋 八郎兵衛

信太組王子村庄屋 文次郎
府中組小田村庄屋 秀之丞
多可郡石原村庄屋 忠右衛門
同郡鶴村庄屋 嘉次兵衛

加東郡河高村庄屋 丈太郎
加西郡大工村庄屋 三郎右衛門
印南郡高畠村庄屋 与太兵衛
飴西郡小坂村庄屋 与次右衛門
揖東郡鶴田村庄屋 勘九郎

內訛

攝州

高壹万四千七百四拾七石壹斗四升九合貳勺三才

此代貳貫七百七拾匁八分九厘

泉州

高壹万八千五百五拾石六斗七升四合八勺七才

此代參貫四百八拾五匁五分九厘

播州

高貳万壹千五百八拾六石三斗五升一合三勺壹才

此代四貫五拾五匁九分三厘

播州各郡戶割

壹千五百拾六石九斗七升八合

一、貳百八拾五匁三厘

加西郡

八千五百參拾七石七斗九升八合三勺壹才

一、壹貫六百四匁壹分九厘

多可郡

貳千九百七十七石壹斗七升九合

一、五百五拾九匁三分九厘

加東郡

四千三百拾四石壹斗壹升八合

印南郡

一、八百拾匁五分九厘

貳千七拾九石三斗八升四合

印南郡

一、參百九拾匁七分

貳千百六拾石八斗九升五合

加東郡

一、四百六匁貳厘

合計 貳万壹千五百八拾六石三斗五升壹合三勺壹才

代四貫五拾五匁九分三厘

飴西郡村當り

一、壹百五拾四匁貳分七厘

一、七拾三匁四分壹厘

一、五拾七匁三分六厘

一、貳拾壹匁九分四厘

町則小青山
田直坂村
村村

一、八拾三匁七分三厘

合計弐千七拾九石三斗八升四合

代參百九拾匁七分

寺

村

嘉永七年

飴西郡惣代

寅冬六郡諸入用割帳

十一月

小坂村庄屋 与次右衛門

合計銀三百弐拾八匁壹分六厘

多 可

合計銀五百七拾壹匁九分三厘

加 東

合計銀五百九拾匁四分三厘

印 南

合計銀三百拾弐匁壹分九厘

加 西

合計銀六拾壹匁六分三厘

飾 西

合計銀六拾壹匁九厘

東 郡

総計銀壹貫九百三拾匁六分三厘

郡 郡

※各部毎に明細書がありますが略します。

安政三年辰十一月

小坂河岸御払米諸入用帳

播州飾西郡小坂河岸庄屋

興次右エ門

御来六百九拾九石八斗七升八合

内訳

六百六拾九石七斗四升

御本途

拾四石七斗三升四合

運賃

拾三石三斗九升五合

欠米

二石九合

御用達米

此入用

一、米二石九升九合六勺

藏敷米

是ハ御米六百九拾九石八斗七升八合、小坂河岸藏敷米、但シ一石ニ付米三合宛

一、銀百四匁九分八厘

極仲仕賃

是ハ右節御米藏出入仲仕賃、但シ一石ニ付銀一分五厘宛

一、銀六拾九匁九分九厘

右 同断

是ハ右節御米御改節升廻シ仲仕賃、但シ一石ニ付銀一分宛

一、銀二拾九匁一分

右 同断

是ハ御役人様余子浜河岸へ彼為ニ御越ニ候内払出シ米四百八十五石藏詰仕候貨銀、但シ一石ニ付六厘宛

一、銀六拾一匁五分七厘

鼠喰込米代

此米七斗五升五合、但シ平均一石ニ付銀八十一匁五分四厘六毛内

是ハ鼠喰百五拾一俵込米仕候分、但シ一俵ニ付平均五合宛

一、銀七拾五匁五分

仲仕賃

是ハ鼠喰百五拾一俵直シ仲仕賃、但シ一俵ニ付銀五分宛

一、銀四拾七匁五分

繩俵代

是ハ鼠喰俵之内九拾五俵仕替代、但シ一俵ニ付銀五分宛

一、銀二拾五匁二分

人足賃

是ハ御役人様高砂より小坂河岸へ御移り被遊候節松原村江二里御迎送り人足都合十八人延道三十六里小坂河岸より余子浜河岸へ同一里都合人足六人此延六里

延道合計四十二里、但シ一里二付六分宛

一、銀四拾匁

水夫料

一是ハ御役人様御用中水夫日数二十日、但シ一日二付二匁宛

一、銀八拾匁

庄屋札

是ハ十月二十五日より十一月五日迄御用中出勤仕候日数都合四十日、但シ一日

二付二匁宛

同人飯代

一、銀八拾匁

飛脚代

一、銀四拾三匁八分三厘

是ハ御用二付高砂江六里人足一人余子浜江一里同九人此延道九里寺村江五里同七人此延道三十五里青山村江一里半同五人此延道七里半町田村江二里同四人此延道八里則直村江八丁同七人此延道一里二十町揖東郡日飼村江三里同二人此延道六里、延道合計七十三里二町、但シ一里二付六分宛

一、銀拾四匁三分八厘

筆紙墨蠟燭代

是ハ御用中遣ひ候筆紙墨蠟燭代如件

御払米入用

一、銀拾五匁九分八厘

繩俵仕替代

此米一斗九升六合、但シ平均一石ニ付銀八十一匁五分四厘六毛内

是ハ小坂河岸御払米之内敷俵直付又ハ至極痛候分買入共除候分上俵仕替貨九十
八俵、但シ一俵ニ付平均二分宛

一、銀三拾九匁九分六厘

仲仕賃

此米四斗九升、但シ右同値段

是ハ右節九十八俵仕立直シ仲仕賃、但シ一俵ニ付五分宛

一、銀一匁五厘

右 同断

是ハ小坂河岸着御米之内四拾二俵口直シ仕替賃、但シ一俵ニ付二厘五毛宛

一、銀五匁一分三厘四毛

納 蓋代

是ハ小坂河岸御払米六百八十四石四斗七升四分、但シ百石ニ付蓋一枚此延六枚
八分四厘五毛内一枚ニ付七分五厘宛

合米二石九升九合六勺、銀七百三拾四匁一分七厘四毛

御米六百九拾九石八斗七升八合、御米一石ニ付、米三合内、銀一匁四厘九毛余

右之通り播州飴西郡五ヶ村当辰御年貢、御払米小坂河岸諸入用書面之通ニ御座候、
此外内割ニ一切不仕候依之帳面奉差上候ヨツナ

以上

小坂河岸庄屋 興次右エ門
右同所 御藏元 定五郎

印 印

安政三辰年十一月

增得権六郎 様

右勘定相違無之候也

辰十二月 御役所

印

辯慶橋と辯慶の担山（一名箱山とも云う）

小坂の東端より網干駅に至る旧県道、小字源内と野良池間を流れる用水路上に架つていた一枚石の橋があつたが、道路の拡張の為其の姿を消したが伝説に辯慶橋といつてゐた。中央部より少し北に直經六吋位の丸い凹があつて、辯慶が東方何故よりか二つの小山を担つて来て橋の上で杖をして休んだ時に、小山の重みで出来た凹だとう。勝原、熊見の出屋敷の南方に二つの小山があつた。さすがの辯慶も山の重みに堪えかねて此處に捨てたと云う。人よんて辯慶の担山といつてゐた。北の小山は道路脇に今も残つてゐるが、南の方は開発されて赤や青い屋根の家が建ち並んでいたが、今では新日鉄の社宅の敷地内になつて其姿を消してゐる。如何に辯慶が大力無双の大男であつたかを雄弁に物語つてゐる。

辯慶に関する伝説は鬼若丸といった頃書写山に居たとかで、播州路には多くの逸話

が残つてゐる書写山の辯慶の机や、辯慶の鏡井戸、御獄山、清水寺の辯慶の碁盤等は特に有名である。辯慶は父を能野別当辯昌、母を二位の大納言師長の姫君の間に生れた勇猛の怪力僧として演劇や物語りでは有名で、五條大橋や観進帳では源義経と共に特に有名であるが、又一方では仮想の人物ではないかと云う人もあるとか、当の書写山円教寺の大樹和尚もその一人であるとか。

室津街道

姫路千代田町の南端に常夜燈「石燈籠」があつた此より西に進み山本鉄工所の入口から南下して西南畠町（ウキチ）、此より少し西にヨの出紡績の工場があつた。西南畠町より南に進むと西に冑山。山上に冑山神社が鎮座。東入口の両側に御神燈があつた。南下して西延末を通り抜け西に進むと町の坪の高瀬の清水と云つて小さな池があり、北側に小さな御堂に地蔵尊が祭つてあり、御堂の両側から奇麗な清水が湧いていた。色々の病気に良く効くと瓶等を持つて汲みに行く人が多かつた。それより西へ町の坪を通り村の西端にも常夜燈があつた。此から西北に進み四ツ池の南から苦編を通り、南下して付城に入り、又西北に進み西の御山「亀山本徳寺の墓所」の南を西に山崎の北を通り抜け、夢前川の東の堤防に出る。ここにも常夜燈があつた。

夢前川を渡し舟で渡り西岸の才の地蔵尊の前に出る。此処に地蔵屋といつて飲食店

があり、こここの御主人が渡舟の舟頭さんをしていた。ここから西南へと才村を通りすぎ南下した処が小坂村。小坂は江戸時代天領又は一つ橋領で大威に威勢があり、傍ら交通の要所として大いに榮えた。往時東に茶屋半西に緑屋と旅籠屋もあった。昭和の初年頃未だ重ね行李に売薬を入れ厚司に角帶手つ甲に脚絆といった富山や大和の売薬の行商人がこの荷物を背負つて各戸に売薬の置換に廻る常宿として宿つていた。又地方の祭礼や縁日の露店商人が神農講と書いた堤灯を荷物に付けて休んでいて往時の名残りを止めていた。又徳川末期から明治の初期にかけては蔵元河内屋川善と造り酒屋が三軒もあつたという。川善は現在も残っている。又現在はお医者さんや、薬屋は至る処にあります。明治時代にはお医者は此の地方では小坂の浅田先生「先代」英賀の崎谷先生位で後に則直の三木先生が長松で開業された。売薬の販売店では、廣畑の土岐、小坂の中尾煙草店の「先代」天満の入江位で病氣となれば、先ず売薬の厄介になつた。方言に越中富山の反魂丹姫路富屋の竜虎丹とよく云つた。又掛小屋で旅役者の芝居もよくあつて近村からもよく見に来ていた。荒木天神で有名な菅原神社では平素太田宮守が奉仕し、夏秋二回の祭礼及び祝祭日一日、十五日、二十五日には白頭白長髪の三木神官が白衣に紫紺の袴の正装で参拝された。

汐入川の東岸、南の堤添にあつた御用米蔵は往時の面影を消してもの淋しい。汐入川の土橋を渡り、西十井村、汐入川の西岸を南下した処に辰巳屋といつて旅人の休憩所があつた。此より西に向い天満の出屋敷「五反畠」を通り此より細い農路を西に進み田井村の南端を通り西汐入川の土橋を通り宮内村に入る。津の宮で有名な魚吹八幡宮に参拝して西へ、竜野網干街道を抜け、津市場を経て室津港に向う。

明治時代には交通機関としては人力車位で自転車も明治の末期初めて此の地方に来た様な次第であった。阪神地方に行くには当時坂越港を起点とした小さな汽船に飾磨港より乗船、高砂、明石、兵庫等に寄港して大阪に着するには夕方で丸一日仕事であった。明治二十一年に山陽鉄道が姫路迄、二十二年に竜野駅迄延長されたが、英賀保駅は未だ未設で此の室津街道を廻り曲つて姫路から汽車で阪神地方に行つた。明治三十年に飾磨港線が開設され英賀今在家を経て天神駅より乗車、姫路豆腐町駅に着いたもので、餘程便利になつたが此も燐寸箱の様な小さな客車を五軸程連いだ汽車で、一日五往復位しか無かつた。大正の初め小坂、才間の踏切附近に新に駅が増設される事になり。小坂、則直は異議なし、賛成したが、主たる才村が何故か反対されて未設に終つた。反対に英賀保地区が誘致進勤されて姫路網干間の中間より、余程東よりにな

るが英賀保に決定して大正二年に英賀保駅が開業した、此の好機を逸したことは広畠、八幡地区にとつては大きな損失である。

山陽線姫路以西の各駅開通期

姫路駅迄開通	明治二十一年十二月二十二日
英賀保駅開業	大正二年四月十五日
竜野駅迄開通	明治二十二年十一月十一日
相生駅迄開通	明治二十三年七月十日
上郡駅開業	明治二十八年四月四日
岡山駅迄開通	明治二十四年三月十八日
尾道駅迄開通	明治二十四年十一月三日
広島駅迄開通	明治二十七年六月十日
下ノ関駅迄開通	明治三十四年五月二十七日

当時は馬関といつていた。

消防組から警防団、消防団江

大正三年正月二日早朝、東の町横田庄吉氏宅より不審の出火、当時まだ消防施設は皆無の状態にて「バケツリレー」にて消火に務めた様なあり様で、隣家への延焼をくい止めるのがせい一ぱいで同家は全焼した。村当局では消防施設を痛切に感じ、昔の若衆の年令に習いそのままの数年十五才以上、三十三才を以て青年会を組織。消防の任に当る事にした。姫路市野里鍛治町藤井ポンプ商会より手押ポンプを購入して、近村の火災で大井に氣勢を揚げた。其の後時代の要求によつて二輪車のガソリンポンプを同じく藤井ポンプ商会より購入して近村では第一號のガソリンポンプであつて、廣村消防組第一部が発足した。翌年西土井村の火災に小坂のガソリンポンプが大活躍し人気の的になつた。廣畠も翌年購入して廣村消防組第二部が誕生した。其の後他村も次ぎ次ぎと購入ガソリンポンプの時代になつた。其の後戦時中は警防団を改称、火災

以外の任にも大井に活躍、終戦後消防団と改称自動車ポンプの時代となつた。

嘉永六年名人名表（順位不同）

善兵衛、重五郎、久右卫門、惣右卫門、善六、茂七郎、左助、林兵衛、治平、芳兵衛、伊平次、伊平、栄治、官兵衛、源兵衛、平兵衛、与十郎、重兵衛、徳右卫門、定五郎、宗吉、喜十郎、茂七郎、義助、直助、嘉七、友七、和平、庄左卫門、安工門、次郎兵衛、宗七、甚五郎、清兵衛、小兵衛、宇平、永次郎、甚兵衛、久兵衛、義助、次郎助、惣助、与次工門、太助、安五郎、庄左工門、四郎兵衛、弥平次、左次兵衛、善助、市兵衛、才助、庄右工門、喜八、善次郎、庄七、仲右工門、市右工門、喜平次、直助、市郎兵衛、宗右工門、清八、宗右工門、治平、新左工門、治兵衛、庄五郎、小三郎、伊平次、与十郎、周助、太平、喜平、宗右工門、四郎兵衛、太平、重兵衛、長兵衛、次右衛門、喜平、友七、喜十郎、永次郎

幕末當時人名表（イロハ順）

伊平次、市右エ門、市郎右エ門、磯次郎、平一郎、平次郎、兵次郎、弁慶小一郎、藤次郎、徳次郎、豊次郎、戸屋常次郎、長五郎、長十郎、長兵衛、茶屋伊右エ門、和助、綿屋忠兵衛、綿屋善四郎、河内屋伊八、河内屋判兵衛、河内屋平兵衛、川端屋市次郎、川端屋善兵衛、川端屋善助、川端屋松四郎、嘉七、瓦屋定四郎、吉五郎、吉右エ門、興十郎、吉野屋七次郎、田圃屋伊兵衛、田浦善兵衛、樽屋吉兵衛、惣右エ門、宗吉、宗屋治兵衛、中尾興太郎、仲右エ門、卯右エ門、魚屋久兵衛、弥平、弥次兵衛、弥平治、山戸屋かよ、前田定五郎、松屋儀助、孫七、源助、源兵衛、紺屋喜八、米屋小兵衛、五郎兵衛、幸吉、栄次、栄助、栄次郎、天満屋才助、網干屋源右エ門、網干屋宗吉、油屋茂七郎、祭右エ門、佐助、佐兵衛、佐々木屋幸吉、喜平、儀右エ門、久助、久次郎、宮裏治兵衛、緑屋松之助、三木屋芳兵衛、庄左エ門、庄助、庄五郎、庄八郎、四郎兵

衛、治郎助、治郎左エ門、甚五郎、重次郎、重五郎、新屋惣七、姫路屋久兵衛、茂平、
清兵衛、清右エ門、清五郎、善六、すし屋こと

九一

明治六年一月人名表（順位不同）

前田定五郎、田浦善兵エ、前田儀平治、吉田伊七郎、山田清右エ門、田浦茂七郎、横田与十郎、繩庄七郎、吉田平五郎、三木安五郎、三木惣右エ門、三木伍兵衛、三木忠兵衛、中尾三作、吉田善四郎、前田庄左エ門、中尾平一郎、三木磯次郎、三木甚右エ門、中尾仲右エ門、三木惣次郎、東宗一郎、吉野孫次郎、吉田治三郎、高井平次郎、横田菊次、建石徳次郎、田浦惣八。繩四郎兵衛、太田半次郎、田浦重太郎、吉田喜平、吉田平三郎、繩善六、繩庄七郎、繩兼次郎、溝口三十郎、大前浅次郎、三木縊、浦敷里嘉、繩久右エ門、繩甚七、三木重次郎、三木久次郎、西村いと、三木庄五郎、繩文次郎、高松友次郎、三木惣吉、田渕伊兵衛、吉野佐次兵衛、吉野治郎助、三木甚五郎、三木こふ、繩多き、吉野孫七、三木吉右エ門、三木武兵衛、高松嘉兵衛、三木吉五郎、三木武助、肥塚彦次郎、肥塚市右エ門、肥塚弥平次、中尾太平次、三木みよ、肥塚又

兵衛、吉田喜八、三木茂平、吉田重吉、三木直次郎、綠川松之助、吉田七次郎、肥塚
新四郎、前田幸次、太田五郎兵衛、太田新八、三木宗兵衛、三木佐一郎、三木利右
門、太田庄八郎、吉田久兵衛、中尾榮助、中尾佐七、吉田市右エ門、高松与三右
門、肥塚清七、岸新左エ門、吉田半兵衛、東孫七

あとがき

本書起稿に当たりましては、播磨風土記（現在文）ほか諸郷土誌、古文書、伝説等により小坂村の歴史とそのほか多少近辺の古事にふれてみましたが、何分老齢のことにして視力並に記憶力の減退により、記事中前後、重複等間違いも多々あり見苦しき事と存じましたが、何分よろしく御賢察の程御願い申します。

ふる里小坂に生まれて八十の歳を重ねて近くはふるさとの土になることを思う時、せめて郷土の歴史を書き残し、先駆者及び祖先の御冥福を祈ると共に近くその一員に加えて戴く冥途への手土産になるかと思い書き残しました次第です。終りに本書の編纂及び発行に当りまして「クリヤ印刷所」の御協力を感謝致します。

